

---

---

# 第4回(平成20年度) 「特別研修」受講のご案内

---

---

特別研修は、社会保険労務士法（以下「法」という。）第13条の3に規定する紛争解決手続代理業務を行うために必要な学識及び実務能力に関する研修です。この特別研修を修了した社会保険労務士は、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験（以下「代理業務試験」という。）を受験することができます。この代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿に合格した旨の付記を受ければ、法に基づき、特定社会保険労務士として、法第2条第1項第1号の4から第1号の6までに掲げる紛争解決手続代理業務を行うことができます。

## 「特別研修」申込要領の入手方法

次の(1)または(2)のいずれかの方法で申込要領を入手してください。(6月23日(月)から配布いたします。)

※ 申込要領の配布は、受講を申し込まれる方のみに限らせていただきます。

- (1) 「第4回(平成20年度)特別研修」申込要領送付請求書」に必要事項を記入のうえ、下記、連合会試験センターあてに郵便またはファクシミリによりご送付ください。ご請求に基づき申込要領をお送りいたします。

※ 郵便による送付の場合、お手数ですが、封筒表面に「申込要領請求」と朱書きしてください。

※ 送付先の誤記載、郵便事故等による請求書の未着には、一切責任を負いかねますので、請求書送付後、1週間を経過してもお手元に届かない場合は、下記連合会試験センターあてご連絡ください。

- (2) 都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の窓口においても配布しておりますので、所属都道府県会の窓口において入手してください。

### 連合会試験センターのあて先

〒103-8347  
東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階  
全国社会保険労務士会連合会 試験センター（「特別研修」担当）

**FAX 03-6225-4883**

**TEL 03-3231-7061**

# 特別研修の概要

## ◆研修のカリキュラム(総時間数：63・5時間)

### 1 中央発信講義(30・5時間)

個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関する研修として、憲法を基本とする法の体系の中で、個別労働関係法の制度及び理論を理解させ、また、個別労働関係紛争解決手続代理人としての倫理を確立させるため、以下の科目について講義を行います。

講義の内容は全国同一のものとするため、ビデオを視聴する形式で行います。

講師は、学識経験者及び弁護士等です。

#### (科目)

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| (1) 特定社会保険労務士の果たす役割と職責……………      | 0・5時間 |
| (2) 専門家の責任と倫理……………               | 3時間   |
| (3) 憲法(基本的人権に係るもの)……………          | 3時間   |
| (4) 民法(契約法、不法行為法の基本原則に係るもの)…………… | 6時間   |
| (5) 労使関係法……………                   | 3時間   |
| (6) 労働契約・労働条件……………               | 8時間   |
| ①労働契約総論……………                     | (3時間) |

②賃金体系と労働条件の変更…………… (2・5時間)

③労働時間・割増賃金等と健康上の安全配慮義務…………… (2・5時間)

(7) 個別労働関係法制に関する専門知識…………… 5時間

①退職、解雇、雇止め等雇用終了の問題…………… (2・5時間)

②男女均等、セクシュアルハラスメント、非正規雇用の問題…………… (2・5時間)

(8) 個別労働関係紛争解決制度…………… 2時間

### 2 グループ研修(18時間)

個別労働関係紛争における書面(申請書及び答弁書)の作成に関する研修として、受講者が10人程度のグループを構成し、特定社会保険労務士がリーダーとなり、ゼミナルで行うケース・スタディーに関する申請書や答弁書の起案等をグループにより行います。

### 3 ゼミナル(15時間)

個別労働関係紛争の解決のための手続きに関する研修として、紛争解決手続代理業務を行う上での実践的な能力を涵養(かんよう)することを目的として、ケース・スタディーを中心に申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び

代理人の権限と倫理等についてロールプレー等の手法を取り入れて行います。原則として受講者50人を1クラスとして、講師による講評並びに双方の講義を行います。

講師は、弁護士です。

### ◆研修の日程等

#### 1 中央発信講義及びグループ研修

〔開催期間〕平成20年9月27日(土)～11月9日(日)

〔開催地〕右記期間内に、47都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)において実施することとなっており、日程及び時間等は都道府県会により異なります。

※ 中央発信講義及びグループ研修は、受講者が所属する都道府県会(以下「所属会」という。)が実施する研修を受講していただきます。(所属会以外の研修を受講することはできません。)

※ 都道府県会で実施する研修の日程は、viページの第4回「特別研修」日程一覧(平成20年5月31日現在)をご参照ください。(日程の最新情報を連合会ホームページに掲載しておりますので、併せてご参照ください。)

※ 研修の日程等は、都道府県会により異なりますので、お申し込みの際には、所属会の日程等をよくご確認ください。日程及び会場等の詳細は、各都道府県会に直接ご確認くださいませますようお願いいたします。

#### 2 ゼミナール

〔開催日時〕平成20年11月21日(金) 10時～17時

22日(土) 10時～17時

29日(土) 10時～13時

〔開催地〕全国主要12都市(予定)

札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡

※ ゼミナールは、所属会が属する地域の地域協議会の会場を受講していただきます。

なお、ゼミナールの受講会場を指定することはできません。

※ ゼミナール(代理業務試験を含む)は、現在12都市で実施しておりますが、第5回(平成21年度)以降は、変更する場合があります。

### ◆受講対象者

都道府県社会保険労務士会の会員(社会保険労務士)であつて、特別研修を修了していない者。

### ◆募集人数

1、800人

### ◆申込受付期間

平成20年6月23日(月)～7月11日(金)(期限厳守。当日消印有効)

※ 申込受付期間外(期間前後)は、申込受付はいたしかねますので、必ず受付期間内にお申し込みください。

## ◆受講料

85,000円（消費税込み。教材代金を含む。参考図書等の代金は除く。）

※ 食事代、交通費及び宿泊費、また、紛争解決手続代理業務試験の受験手数料は含まれておりません。

※ 受講申し込み後に申し込みを取り消す場合は、速やかに連合会試験センターに電話連絡をしてください。

平成20年7月14日（月）から9月26日（金）までに、連合会試験センターが受講申し込みの取り消しを承った場合は、受講料の半額を返還いたします。

なお、事務処理等の都合上、返還までに日数がかかる場合があります。

また、受講料の返還にかかる振込手数料は、取り消しを申し出たご本人に負担していただきますので、あらかじめご了承ください。

## ◆「司法研修第2ステージ」修了者の特例と受講料減額措置

社会保険労務士法施行規則附則（平成18年3月1日厚生労働省令第26号第2条の規定に基づき、「司法研修第2ステージ」の修了者は、特別研修の一部（下記「免除可能科目」）を履修した者とみなされます。

この特例にかかる受講料の減額措置（5,000円減額）があります。

## 【減額後の受講料】

80,000円（消費税込み。教材代金を含む。参考図書等の代金は除く。）

※ 食事代、交通費及び宿泊費、また、紛争解決手続代理業務試験の受験手数料は含まれておりません。

※ この特例に基づく減額措置を希望して受講を申し込んだ場合、以下の「免除可能科目」は一切受講することができませんので、ご注意ください。

※ 減額措置のご希望につきましては、申し込み手続きの際に承りますので、詳細は「申込要領」をご参照ください。

## 【免除可能科目】（30時間）

### 1 中央発信講義（12時間）

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| (6) 労働契約・労働条件の一部               | 5時間     |
| (2) 賃金体系と労働条件の変更               | (2・5時間) |
| (3) 労働時間・割増賃金等と健康上の安全配慮義務      | (2・5時間) |
| (7) 個別労働関係法制に関する専門知識           | 5時間     |
| (1) 退職、解雇、雇止め等雇用終了の問題          | (2・5時間) |
| (2) 男女均等、セクシユアルハラスメント、非正規雇用の問題 | (2・5時間) |
| .....                          | .....   |
| (8) 個別労働関係紛争解決制度               | 2時間     |

### 2 グループ研修（18時間）

- (1) 申請書及び答弁書の起案（グループ等による研究・検討）
- ※ このグループ研修については、自宅学習に代えることができることとなります。ただし、課題である申請書及び答弁書の起案の提出は、この特別研修の修了要件となることから、提出されない場合、研修の修了となりませんので、ご注意ください。

## ◆特別研修の修了認定等

特別研修を修了するには、研修の全日程に出席して、すべてのカリキュラムを受講し、研修内容を十分に理解したと認められ、かつ、起案等の必要とされる課題すべてを定められた期日までに提出することが要件となります。

### 【研修修了にかかる重要事項】

- ◎各講義に15分以上遅刻した場合は出席と認めません。原則として中座は認めません。
- ◎早退した場合は出席と認めません。
- ◎研修会場の所定の受付場所にて受け付けを行わなかった場合は欠席とみなします。
- ◎連合会は、特別研修を修了したと認定される者に対し、「修了証」を交付いたします。

### ◆受講中止の措置

- ◎連合会は、受講者の受講態度が著しく不良であるときは、当該受講者に対し、受講の中止を命ずることがあります。
- ◎受講中止を命ぜられた受講者は、その時から、今回の特別研修のすべての研修を受講することができません。また、受講中止を命ぜられた受講者に対しては、理由のいかんを問わず、今回の特別研修の受講料は返還いたしません。

### ◆個人情報の取り扱い

「申込要領」の請求及び受講申し込みにより、ご提供いただいた個人情報は、当連合会の「個人情報の適正な取扱いについて」に基づいて適正な取り扱いを努めます。

なお、個人情報は、本研修の実施にかかわる受講者名簿等の資料の作成、通知文書の発送、その他研修の実施に必要な事項のために利用させていただきます。

また、本研修の実施に関して必要な範囲内で、受講者名簿等を都道府県会

に配布させていただく場合があります。その他法令に基づく場合等を除き、個人情報等を第三者に開示、提供することはありません。

### ◆聴講制度について

特別研修は、新規受講者（社会保険労務士）が受講対象となっておりますが、すでに特別研修を修了している方で、第四回（平成二〇年度）紛争解決手続代理業務試験を受験希望の方を対象として、聴講制度（ゼミナールのみ、一・二地域）の実施を予定しております。詳細は左記にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 試験センター

TEL 03-3231-7061（「特別研修」専用ダイヤル）

FAX 03-6225-4883

（電話による受付時間 平日9:30～17:30）

## 紛争解決手続代理業務試験

特別研修を修了した社会保険労務士は、社会保険労務士法第13条の3の規定に基づき、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験を受験することができます。

なお、第4回（平成20年度）紛争解決手続代理業務試験の詳細につきましては、9月下旬に公表される予定です。